

平成 28 年度林野庁委託事業

木材需要創出総合プロジェクト事業

(違法伐採対策の推進事業)

平成28年度  
違法伐採対策取組強化事業  
総括報告書

平成29年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会  
公益財団法人 地球環境戦略研究機関

はじめに

この報告書は、平成 28 年度「違法伐採対策取組強化事業」の成果概要を記述したものである。

(一社)全国木材組合連合会と(公財)地球環境戦略研究機関は、違法伐採問題に対処するため平成 27 年度から協力を行ってきたが、平成 18 年度から導入された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」と林野庁ガイドラインによる業界の自主的な合法性証明の取組みに参加する事業者が 12,000 社を超えるなど一定の成果が見られる中、欧州、米国等での違法伐採対策のための法律の制定、合法木材の利用を公共調達から民家調達に拡大する必要性などの動きを受けて、平成 28 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」が成立し、広く木材、木材製品を利用する事業者にも合法伐採木材の利用を拡大するとともに、建築・建設、家具等川下に近い木材関連事業者にも合法性の確認を求め、合法性の確認を確実にを行う木材関連事業者は国に登録した登録実施機関に登録を申請することができるなど、新たな仕組みが導入された。

そのような状況の中で、本事業では、我が国への最大の木材・木材製品の輸出国となっている中国における違法伐採対策の現状を調査するとともに、認定合法木材供給事業者の合法性証明の取組みの現状及び課題をアンケート調査により分析したところである。

本報告書が、クリーンウッド法による合法伐採木材供給への円滑な移行に向けての資料となることを期待している。

平成 29 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会

会長 吉条良明

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

理事長 浜中裕徳

平成 28 年度違法伐採対策取組強化事業  
総括報告書 目次

はじめに

第 1 章 概 要	1
1 平成 28 年度違法伐採対策取組強化事業の骨子	1
2 取り組みの成果と報告書の構成	1
第 2 章 木材、木材製品の合法性証明体制の改善状況検証	2
1 アンケートによる調査実施 (別紙1 アンケート調査票)	2
第 3 章 中国における合法性証明確立に向けた動向に関する調査	13
1 中国での調査に関する情報収集	13
2 調査報告書の概要	13

巻末資料

1 木材、木材製品の合法性証明体制の改善状況検証報告書	
2 Timber Industry, Timber Trade and Timber Legality in China (中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書)	
3 Appendix; Relevant Laws, Regulations, Policy Documents, Standards and Guidelines (附属書; 関係法令及び政策文書、基準、ガイドライン)	

## 第1章 概要

### 1 平成28年度違法伐採対策取組強化事業の骨子

林野庁のガイドラインに基づく木材、木材製品の合法性証明の取組みが開始されて10年が経過し、その間、公共建築物への木材利用拡大、林野庁、国土交通省等の住宅施策の中で合法木材の利用が助成の要件とされたこと、大手ゼネコン等が環境貢献の一つとして違法伐採対策、合法木材の利用を進めてきたことなどから、国内の合法木材認定団体は150、合法木材認定供給事業者は12,000を超えるまでになったが、一方、一般の消費者、住宅の施主等に対する普及は必ずしも十分に浸透しているとは言えない状況にあり、また、そのような状況の中で林野庁のガイドラインによる木材、木材製品の合法性証明がどのように実施されているか具体的な調査が行われてこなかった。

そのため、合法木材の実際の合法木材認定供給事業者がどのように入荷した際に合法木材であることを確認し、出荷する際に証明を発行しているか、合法性証明を要求する、される取引とそうでない取引の内容等、現場での手続きの実態を調査し、供給側から見た合法木材の利用拡大の課題を整理することとした。

また、近年、中国は木材、木材製品の加工輸出国として年々取扱量を増やしており、日本の最大の輸入先国となっていること及び日本から中国向けの木材輸出が急増していることから、輸出入双方における合法性証明への対応を検討するため、中国における木材、木材製品の合法性証明制度の検討状況、森林認証制度の導入状況、既に輸入する木材、木材製品に対して合法性証明を要求しているEU、米国等への対応状況等について、現地で政府関係者、輸出事業者等から聞き取り等による情報収集、分析を行った。

### 2 取り組みの成果と報告書の構成

#### (1) 合法木材の流通実態調査(第2章)

全国150の合法木材供給認定団体及び(一社)全国木材組合連合会の地域別、業種別の会員団体を通じた合法木材供給事業者12,000社のうち、5,000社を対象とした自主的行動規範に基づく合法性証明の手続きの実施状況についてのアンケート調査を実施した。

(2) 中国における木材、木材製品の合法性証明の確立に関する動向調査(第3章)

近年、我が国の最大の木材・木材製品輸入先国となった中国における木材、木材製品の合法性証明制度の検討状況、森林認証制度の導入状況、既に輸入する木材、木材製品に対して合法性証明を要求しているEU、米国等への対応状況等について、国際熱帯木材機関(ITTO、横浜)に委託し、現地での政府関係者、輸出事業者等から聞き取り等による情報収集、分析を行った。

## 第2章 合法木材の流通実態調査

### 1 アンケートによる調査の実施

合法性が証明された木材、木材製品の供給については、平成18年4月に林野庁が公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証制度を活用する方法、自主的行動規範を作成した団体がその自主的行動規範に基づいて合法性を証明する供給事業者を認定する方法、事業者が前の2つの方法と同等以上の信頼性を確保できる体制を構築して証明する方法の3つの方法によって、合法性が証明された木材の供給の連鎖が担保されています。

特に、第二の方法である団体認定の仕組みは日本独自のもので、認定団体、認定を受けた事業者が自主的に信頼性の確保を行うことが前提となった仕組みとなっています。

この方法では、自主的行動規範に基づき、供給事業者が入荷した木材、木材製品の合法性証明を確認し、分別管理によって合法性証明がある原材料のみで加工した製品に合法性証明を添付して、販売、納品するまでの手続きが正しくとられている必要があり、認定団体の自主的なモニタリング等によって適正でない事案が発生した場合には指導、是正することになっています。

しかしながら、認定団体によるモニタリングは必ずしも十分に実施されているとは言えず、たとえば「自主的モニタリングの実施が今年度は困難と答えた認定団体が49%。全認定事業者を対象に書面審査を実施する認定団体が回答団体の71%。現場調査を計画している認定団体(全体の42%)が調査する認定事

業者数は対象事業者の 13%。(平成 25 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業報告書)」という報告があります。

認定団体によるモニタリングが不十分な理由として、認定団体にモニタリングを行う人手がない、元々森林認証制度等に比べて認定費用を安価に設定していることから出張旅費等モニタリングに必要な経費がないなどがあげられており、改善するためには認定団体の体制を見直す必要があるとの意見もありました。

また、認定団体が実施した書面審査の結果では、入荷した木材、木材製品の合法証明の確認について団体による差異はあるものの必ずしも徹底しているとは言えない状況となっています。分別管理、帳簿管理についても半数近くの事業者が「全量合法木材を取扱っているので必要がない」と応えています、入荷の際の合法証明の確認が不十分な状態では信頼性が高いとは言えない状況にあると考えます。

これらの理由としては、出荷の際に合法証明を要求されることが少なく必要性を感じていない、合法証明があっても販売価格に影響するわけではない、国産材はすべて合法(という誤解)などがあげられています。

しかしながら、団体認定の方法は、第三者機関等の審査、監査を要せず、自主的な信頼性の確保を前提に導入されたものであり、認定団体、認定事業者のそれぞれが十分な説明責任と透明性が確保されるモニタリング等の活動を行うことが必要です。

また一方、手間とコストをかけた合法木材が需要者、消費者に正しく理解され、合法木材が選択される市場へと変えていくことも必要です。

本事業においては、全国 150 の合法木材供給認定団体及び(一社)全国木材組合連合会の地域別、業種別の会員団体を通じた合法木材供給事業者 12,000 社のうち、5,000 社を対象とした自主的行動規範に基づく合法性証明の手続きの実施状況についてのアンケート調査を実施しました。

調査対象事業者の選定に当たっては、地域の実態も勘案しながら、素材生産、市場、製材加工、製品加工、家具製造、流通などの流通の各段階の事業者のバランス、国産材、外材の取扱い量等にも配慮し、全国の合法木材の流通の実態が明らかにできるよう留意しました。

また、調査に当たっては、平成 27 年度に林野庁の合法木材普及促進事業で実施した流通実態調査から学んだ経験を元に、木材流通、違法伐採対策に精

通した学識経験者等の意見を聴取するとともに、平成 28 年 5 月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」において、新たに建築・建設事業者、家具製造事業者等が木材関連事業者として合法性の確認を行うこととなったことから、九州大学熱帯農学研究センター百村帝彦准教授が行うこれらの事業者への調査と協力することとし、共通で利用できる調査票を開発しました。

※1 調査票は別紙1のとおり

## 1. 貴社・事業所の基本情報

### 問1-1. 貴社・事業所の概要

※個別の企業名、事業所名、担当部局名、担当者名等が特定される情報は一切公表致しません。

※ご記入いただいた個人情報はアンケート調査事業以外には使用致しません。

貴社・事業所			
従業員数(☑を記入) ※派遣や臨時も含む	<input type="checkbox"/> 1-5, <input type="checkbox"/> 6-20, <input type="checkbox"/> 21-100, <input type="checkbox"/> 101-1000, <input type="checkbox"/> 1001-10000, <input type="checkbox"/> 10001人以上	資本金	万円
ご回答者の連絡先	所属部署:		
	氏名:		
	住所:		
	TEL:	FAX:	
	E-mail:		

問1-2. 貴社・事業所が行っている木材関連事業について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

1	国内の森林(自社林を含む)での原木生産
2	海外の森林(自社林を含む)での原木生産
3	木材・木材製品※の第三国貿易
4	原木の輸入
5	木材製品※の輸入
6	国内での原木流通
7	木材加工(製材, プレカット, 合板や木質ボードなどの製造)
8	木材を材料とする家具製造
9	木材製品※の国内流通
10	木材を材料とする建築・建設
11	木材を原料とする紙・パルプ製造
12	木質バイオマスを燃料とする発電
13	木材・木材製品※の消費者向け小売
14	木材・木材製品※の輸出
15	その他の木材・木材製品※を扱う事業
	具体的に( )
16	木材・木材製品※を扱っていない

※木材製品とは、製材品、合板、木質ボード、木材チップ、紙・パルプ、家具、文房具、割り箸など

問1-2で6~15を選択した方は、問1-3もお答えください

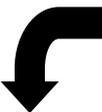
問1-3. これらの事業の商品や原料となる木材・木材製品の入荷・購入先としてあてはまる番号全てに○をつけてください。

1	国内の森林所有者または素材生産業者
2	海外から原木・木材製品を輸入している事業者(商社など)
3	その他国内の事業者(原木・製材品流通事業者, 建材事業者など)

16の方は、2枚目以降の質問の回答は不要です。ご協力ありがとうございました

問1-4. 貴社・事業所は過去一年間に国産材またはその製品、外国産材またはその製品を入荷・調達しましたか？おおよその量(年間丸太取扱量／原木投入量／原材料投入量／製品取扱量)を、体積と金額の両方、または分かる方だけご記入ください。

注: 第三国貿易は除いてお答えください。

		おおよその体積 (単位に〇をつけてください)	おおよその金額
	1	国産材またはその製品	立米／トン 万円
	2	外国産材またはその製品 (国内で加工された製品も含む)	立米／トン 万円
	3	由来が分からない木材・木材製品	立米／トン 万円

2を選択した方は、その外国産材の産地※として主なものの番号全てに〇をつけてください。また、外国産材またはその製品の総入荷量の中での割合をご記入ください。

		産地	外国産材またはその製品の 総入荷量中の割合
4	北米		割
5	欧州		割
6	東南アジア		割
7	ロシア		割
8	その他地域		割
	具体的に( )		
9	外国のどこの地域か不明		割

※「産地」とは木材が加工された場所ではなく、その木が生えていた場所とします。例: ロシアから中国に輸入された原木が、中国で木材製品に加工され、さらに日本に輸入された場合、その産地は「ロシア」。

## 2. 違法伐採・取引由来の木材への認識

生産国の法律や条例に違反して木材を伐採したり、取引をしたりする「違法伐採・取引」が現在も根絶されておらず、生産国の自然環境や地域社会、公正な商取引に負の影響を与えています。

問2-1. 貴社・事業所ではこの状況をどのレベルで認識・共有していますか？ご存知の範囲でご回答ください。あてはまる番号1つに〇をつけてください。

1	社長や役員、事業所の責任者レベルで認識・共有
2	入荷・出荷担当部署レベルで認識・共有
3	入荷・出荷担当者レベルで認識・共有
4	今回初めて聞いた

問2-2. 現在国内で流通している木材・木材製品の中には、違法伐採・取引された木材に由来するものが含まれていると思いますか？ご存知の範囲でご回答ください。あてはまる番号1つに〇をつけてください。

1	国産材・外国産材双方に含まれている
2	国産材には含まれている
3	外国産材には含まれている
4	日本で流通する木材・木材製品には含まれていない
5	分からない

### 3. 違法伐採由来の木材に関する貴社・事業所の対策

問3-1. 貴社・事業所が入荷・調達している木材の中に、違法伐採・取引に由来する木材・木材製品が含まれる可能性があると思いますか？ご存知の範囲でご回答ください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	可能性は否定できない
2	含まれているとは考えられない
3	分からない

問3-2. 貴社・事業所には、違法伐採木材への対策（入荷・調達している木材・木材製品の中に、違法伐採・取引に由来するものが混入しないようにする）を監督・担当している部署もしくは担当者がありますか？あてはまる番号全てに○をつけてください。

1	環境・CSRに関する部署が監督している
2	入荷・調達に関する部署が担当している
3	その他の部署が担当している(部署名 )
4	担当の部署は設けていないが、担当者を置いている
5	特定の部署、担当者は設けていない

問3-3. 貴社・事業所では木材・木材製品の合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針を定めていますか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	特に定めていない
2	策定しているが、社外に公開はしていない
3	策定しており、社外に公開もしている

問3-4. 貴社・事業所が入荷・調達しようとしている木材・木材製品の中に、違法伐採・取引に由来するものが混入している可能性がある場合、どのように対応する方針になっていますか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	違法伐採・取引由来の木材・木材製品であるか、購入先からの合法性証明書類を確認することに加え、詳細を問い合わせるなど十分確認し、入荷・調達の判断を行う
2	違法伐採・取引由来の木材・木材製品であるか、購入先からの合法性証明書類をもとに入荷・調達の判断を行う
3	自社が行っている入荷・調達が合法である限り、通常どおり取り扱う
4	方針は決まっていない

問3-5. 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年)」に基づく「合法木材・木材製品(※)」について、貴社・事業所の状況としてあてはまる番号1つに○をつけてください。

※「合法木材・木材製品」とは、法律や条例を遵守して生産・取引された木材・木材製品のうち、個別の製品の合法性が書面(証明書や伝票への記載)によって証明されたものをいいます。

林野庁ガイドラインでは、具体的な合法性の証明方法として、以下の3つが挙げられています。

- 森林認証を活用する証明方法(具体例:FSC, PEFC, SGEC など)
- 業界団体の自主的行動規範と、その認定を受けた事業者による証明
- 個別事業者の独自の取組による証明方法

合法木材供給認定事業者などの取引先から購入した、明らかに違法伐採・取引由来ではない木材・木材製品であっても、個別の木材・木材製品について合法性証明書類が付随していなければ、「合法木材・木材製品」とはならない点にご注意ください。

1	「合法木材・木材製品」の制度について理解しておらず、取り扱ったこともない
2	自主的行動規範を制定した業界団体から認定を受けているが、実際に「合法木材・木材製品」を取り扱ったことはない
3	現在「合法木材・木材製品」の取り扱っている
4	以前は「合法木材・木材製品」を取り扱っていたが、現在は行っていない



以下問3-6から問3-10は、問3-5で3または4を選択した方への質問です。

1, 2を選択した方は、問4-1へお進みください。

問3-6. 貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を取引している／した理由や目的としてあてはまる番号全てに○をつけてください。

1	貴社・事業所の企業イメージ向上のため
2	従業員の士気の向上のため
3	環境団体からの要請があったため
4	業界団体から要請・指導があったため
5	国や地方公共団体への販売(公共調達)
6	木材利用ポイントの活用
7	合法木材使用が要件となっている都道府県産材補助制度の活用
8	合法木材使用が要件となっている長期優良住宅普及促進事業の活用
9	合法木材使用が要件となっている地域型住宅ブランド化事業, グリーン化事業の活用
10	合法木材が要件となっている再生可能エネルギー固定価格買取制度の活用
11	海外への木材・木材製品の輸出に必要であったため
12	その他の理由や目的( )

問3-7. 過去一年間に貴社・事業所が入・出荷した木材・木材製品のうち、林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品（合法性が書面で証明されたもの）」は取扱量の何割（0～10）を占めましたか？国産材，外国産材ごとにお答えください。

把握していない場合は「不明」，「木材・木材製品」の出荷・販売自体を行っていない事業者（建設やバイオマス発電など）は「無し」に○をしてください。

	国産材またはその製品		外国産材またはその製品	
入荷・調達した木材・木材製品について	「合法木材・木材製品」の割合 (入荷・調達元が合法性を証明する書類を発行した木材・木材製品)			
	割	不明	割	不明

	「合法木材・木材製品」の割合 (貴社自身が合法性を証明する書類を発行した木材・木材製品)			
出荷・販売した木材・木材製品について	割	不明/無し	割	不明/無し

問3-8. 過去一年間に、貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を入荷・調達した際、その合法性をどのように確認しましたか？あてはまる番号全てに○をつけてください。

1	森林認証制度によって確認した
2	自主的行動規範を持つ業界団体に認定された事業者からの合法性証明書類（合法証明書，伝票など）を確認した
3	事業者独自の仕組みで確認した
4	国産材について、国内の森林所有者や素材生産業者からの書類を確認した あてはまる番号全てに○をつけるか、自由にご記入ください。 ①伐採届 ②保安林伐採許可証 ③その他（書類名： _____ )
5	外国産材について、生産国の政府や輸出業者からの証明書類を確認した あてはまる番号全てに○をつけるか、自由にご記入ください。 ①輸出許可証（V-Legal, CDF2 など） ②原産地証明書 ③伐採証明書 ④団体認定書（ロシアなど） ⑤その他（書類名： _____ )
6	その他の確認方法（ _____ )
7	過去一年間に合法木材・製品の入荷・調達はしなかった

問3-9. 過去一年間に、林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を出荷・販売した際、その合法性をどのように証明しましたか？あてはまる番号全てに○をつけてください。

1	森林認証制度によって証明した
2	自主的行動規範を持つ業界団体の認定の下に、合法性証明書の発行や、伝票への記載を行った
3	事業者独自の仕組みによって証明した
4	その他の証明方法( )
5	過去一年間に合法木材・製品の出荷はしなかった

問3-10. 貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」の取り扱いをする際に感じておられる課題・問題点として、あてはまる番号全てに○をつけてください。その他を選択した方は、具体的にご記入ください。

(1)購入・入荷時の課題・問題点	
1	書類などによって合法性が確認できる木材・木材製品の供給量が十分でない
2	合法木材・木材製品は価格が高い
3	合法性確認の書類を請求することに手間がかかる
4	購入先からの合法性証明書類の信頼性に疑問がある
5	その他( )
(2)管理・加工時の課題・問題点	
6	分別管理の手間がかかる
7	帳簿管理の手間がかかる
8	その他( )
(3)出荷時の課題・問題点	
9	合法性証明の書類を作成することに手間がかかる
10	合法木材・木材製品の需要が少ない
11	合法木材・木材製品を出荷しても収益上のメリットが無い
12	その他( )

#### 4. クリーンウッド法への認識・対応

問4-1. 平成29年5月から「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:クリーンウッド法)」が施行されます。クリーンウッド法について、回答者はご存知ですか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	内容も含めてある程度知っている
2	実施されることについては知っているが、詳細は理解していない
3	知らない

問4-2. クリーンウッド法は木材関連事業者に対し、合法伐採木材※を利用する努力を求めています。貴社・事業所はどのように対応する方針ですか？あてはまる番号1つに○をつけてください

※「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品

1	合法伐採木材のみを入荷する
2	合法伐採木材の入荷を始める。または入荷量を増加させる
3	現状維持
4	施行状況を見てから判断する
5	クリーンウッド法を理解していないので分からない
6	その他の対応方針( )

問4-3. クリーンウッド法では、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じる事業者を「登録木材関連事業者」として登録する制度が設けられました(8条, 13条1項)。登録木材関連事業者制度について、貴社・事業所はどのように対応する方針ですか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	全社として登録をする方針である
2	事業や品目の一部を登録する予定である(第二種木材関連事業のみ可)
3	登録制度を理解しているが、今のところ、登録をする予定はない
4	施行状況を見てから判断する
5	登録制度について理解していないので分からない
6	その他の対応方針( )

問4-4. 貴社・事業所にとって必要であると考えているデューディリジェンス※の内容は、具体的にはどのようなものですか？あてはまる番号全てに○をつけてください。回答者のご意見で結構です。

※クリーンウッド法においては、原木購入事業者や木材・木材製品の輸入業者など川上の木材関連事業者(「第一種木材関連事業」を行う事業者)は、樹種名や伐採国、伐採国における法令の執行状況、流通経路なども確認するなどの措置(デューディリジェンス)をとることが求められています(同法6条および省令案「合法伐採木材などの流通及び利用の促進に関する法律施行規則(案)(平成29年2月)」)

1	取り扱っている木材・木材製品やその入荷・調達先について、特に確認は必要ではない
2	木材・木材製品についての、直接の入荷・調達先だけではなく、原産地までの流通経路全体についての合法性の確認
3	木材・木材製品についての、樹種や伐採地域などの情報の確認
4	生産国における伐採や取引に関する法令やその執行状況について、NGO など第三者による情報の確認
5	木材・木材製品の入荷・調達先についての、信頼性や登録木材関連事業者への登録、合法

	伐採木材の取扱い実績などの確認
6	入荷・調達先について、トレーサビリティシステムの導入状況など、合法性を担保するために必要なシステムの有無についての確認
7	入荷・調達先が森林認証など合法性に関する第三者認証を取得しているかどうかの確認
8	分からない
9	その他の方法( )

## 5. 日本政府への要望

問5-1. クリーンウッド法では「国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

特に日本政府に求めたい具体的な措置として、当てはまる番号全てに○をつけてください。回答者のご意見で結構です。

1	消費者への、「合法木材・木材製品」やクリーンウッド法の意義や内容の普及啓発
2	木材関連事業者への、クリーンウッド法の詳細に関する情報提供・相談の受付
3	木材・木材製品の合法性を確認できるデータベースの整備・提供
4	登録木材関連事業者を確認できるデータベースの整備・提供
5	登録木材関連事業者の優良な取組の公表
6	合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度
7	合法木材・木材製品や登録木材関連事業者への税制上の優遇措置
8	登録木材関連事業者への建築に関する規制の緩和措置
9	日本国内の木材関連事業者に対する報告徴収、立入検査
10	生産地・生産国における合法証明制度やその信頼性に関する情報収集・公開 具体的な生産地・生産国( )
11	生産国における合法性証明制度の整備や、その信頼性向上に関する国際協力・交渉 具体的な生産国( )
12	その他の措置( )

問5-2. その他、クリーンウッド法など国の違法伐採対策に関するご要望やご提案などがありましたら自由にご記入ください。

お忙しい中ご協力頂き、ありがとうございました。

## 第3章 中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査

### 1 中国での調査に関する情報収集

#### (1) 国際熱帯木材機関(ITTO)

日 時： 平成 28 年 5 月 17 日

場 所： 横浜市ITTO本部

出席者：【ITTO】後藤健事務局次長、Li Qiang 部長、【全木連】森田

概 要：

中国は、国際熱帯木材機関(ITTO)の加盟国であり、最大の熱帯木材輸入国であることから中国政府からの職員の採用も行っており、違法伐採対策に関する木材産業界のみならず、政府の方針等について情報を得ることも可能となっている。

そのようなことから、ITTOにおいて、関係職員と中国での調査に関する情報収集を行った。

その結果、中国林業大学教授の Lu Wenming 氏が中国国内の木材産業、木材貿易、違法伐採対策等に精通していることから、ITTOが Lu Wenming 氏を専門家として雇用し、調査を実施することとした。

### 2 調査報告書の概要

#### (1) 調査報告書の構成

ア Timber Industry, Timber Trade and Timber Legality in China

(中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書)

イ Appendix; Relevant Laws, Regulations, Policy Documents, Standards and Guidelines

(附属書; 関係法令及び政策文書、基準、ガイドライン)

#### (2) 概要

ア Timber Industry, Timber Trade and Timber Legality in China

(中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書)

報告書は、

- 1 中国の2015年までの林産物貿易の概要
- 2 中国の木材産業の位置づけ
- 3 中国政府の違法伐採対策
- 4 違法伐採に対する国際的な対策と行動

の4章で構成されており、ここでは特に違法伐採に関係が深いと考えられる、林産物貿易、海外での中北企業の活動、政府の違法伐採対策について特徴的な部分を取り上げて報告する。

「1 中国の2015年までの林産物貿易の概要」においては、2005年から2006年までの中国の林産物貿易の統計を基にした情報が報告されている。

対象となっている品目は、丸太、製材、木質パネル、パルプ・古紙、紙・板紙、チップ、木製家具等となっている。

林産物貿易に関しては、リーマンショックの2008-09年に一時的な落ち込みが見られるものの、2010年からは輸出入とも急速な増加がみられた。しかしながら、中国の貿易総額の中での林産物の占める割合は輸出入とも2.5~3.5%程度で安定しており、林産物貿易が中国の経済発展とともに増加していることを示している。なお、この統計では、紙・板紙、古紙も林産物として扱われていることから、日本の統計等と比較する際は注意が必要である。

2015年の品目別の輸入額(総額:1,230億ドル)では、パルプ(32.5%)、丸太(20.5%)、製材(18.9%)、古紙(13.3%)、紙・板紙(10.2%)、チップ(4.3%)となっているが、パルプ、古紙、紙・板紙を除くと、丸太の占める割合が47%となっている。

しかしながら、丸太の輸入量は2014年に比較して、31%減少している。

丸太(輸入量;44.22億m<sup>3</sup>)の主な輸入先国は、1位がニュージーランド(24.5%)、2位がロシア(23.6%)と半分を占め、パプアニューギニア(4位、6.8%)、ソロモン諸島(7位、4.8%)、赤道ギニア(10位、1.4%)と違法伐採の恐れが高い国も含まれている。また、広葉樹の丸太(輸入量;1,431万m<sup>3</sup>)の中では、パプアニューギニア(21%)、ソロモン諸島(15%)、ロシア(11%)、赤道ギニア(4%)のほか、カメルーン、ナイジェリア、モザンビーク、コンゴ民主共和国などアフリカ諸国からの輸入が多く見られることが特徴となっている。熱帯

樹種(輸入量;871 万 m<sup>3</sup>)の中では、このほかにラオス、マレーシア、リベリア、スリナムが 10 位までの輸入先国に含まれている。

しかしながら、2015 年の丸太の輸入は、2014 年と比較して量で 14%、額で 31%の減少が見られ、今後の動向が注目される。

製材(輸入量;2,566 万 m<sup>3</sup>)では、針葉樹(輸入量;1,383 万 m<sup>3</sup>)でロシアが 51%と半分を占めている。

一方、広葉樹(輸入量;1,183 万 m<sup>3</sup>)の中では、タイ(25%)、米国(22%)、ロシア(17%)のほか、ガボン(3%)、フィリピン(3%)、インドネシア(2%)、マレーシア(2%)、ルーマニア(2%)、ベトナム(2%)などが含まれている。

2015 年の製材の輸入は、2014 年と比較して量はほぼ同様、額では 8%の減少となっている。

輸出については、個別品目として、木製家具、合板、パーティクルボードが取り上げられている。

木製家具の輸出は、3.2 億個、220 億ドルとされており、輸出先国は、米国(49%)が半分を占め、英国(9%)、日本(9%)、ドイツ(7%)、豪州(6%)、香港(6%)、フランス(4%)、カナダ(4%)、韓国(4%)、オランダ(4%)などとなっている。

合板の輸出は、1,070 万 m<sup>3</sup>、55 億ドルとなっており、輸出先国は米国が 17%で、アラブ首長国連邦、英国、日本、韓国などが並んでいる。

2015 年の林産物貿易全体の傾向として、次のような評価がなされている。

- ・総貿易額の中に占める林産物の割合は低下しているものの、貿易黒字は年々増加している。
- ・木材(WFP)貿易は、以前として貿易の重要な役割を果たしているが、2015 年に初めて前年実績から減少した。
- ・主要な木材(WFP)輸入は減少したが、パルプとチップの輸入は増加した。
- ・丸太の輸入量については、17%と大幅な減少が見られた。
- ・木材(WFP)の輸入単価は低下したが、特に丸太の低下が大きかった。
- ・輸出については、合板、紙・板紙などの輸出量は減少したが、単価が上昇してことから、輸出額は増加した。
- ・輸出先国としては、以前としてASEAN諸国が重要な位置を占めている。

また、林産物貿易の課題として、

- ・主に、米国住宅市場の不振からの、家具を含む住宅用資材の国内の在庫増、生産過剰
- ・製材の過剰在庫
- ・賃金上昇による労働集約型の産業の周辺国への移動
- ・合板単価に見られるように、高付加価値製品への移行が不十分があげられている。

この報告の中では、合法性証明に関わる分析として、平成 27 年度の事業で実施した中国から木材製品を輸入する日本の商社の合法性証明に係る活動の中で、ごく一部を除いて困難な事例が多いとの報告があった中、2008 年にレイシー法を導入した米国、2013 年に EUTR を導入した EU 諸国が依然として重要な合板、家具などの輸出先国となっており、中国からの輸入木材製品に対してどのような手法でデューデリジェンスを実施しているのか、今後、機会があれば米国、EU 諸国での調査が、クリーンウッド法の下で合法性を確認する際の参考となることが期待される。

「2 中国の木材産業の位置づけ」においては、主な木材製品の生産量の推移、地域ごとの木材産業の特性等について記載されている。

中国企業の海外投資については、4,300 万 ha の森林を所有または借地し、その 93% がカナダ (42.4%)、ロシア (41.3%)、ガイアナ、コンゴ、ガボンの 5 か国に存在している。

また、これらの海外の森林では 1.520 万 m<sup>3</sup> の木材生産が行われており、国別には、ロシア (59.9%)、カナダ (19.2%)、ニュージーランド (7.4%) などとなっている。

海外資産額は、37 億ドルでそのうちロシアが 18 億ドル (49.4%)、ガイアナが 5 億ドル (13.6%) などとなっている。

2012 年末には、557 の中国企業が 589 の海外の企業に 39 億ドルの投資をしているとされ、そのうちロシア、ガボン、ラオス、ガイアナ、ニュージーランドの 5 か国が 38.7 億ドル (98.7%) を占め、特にロシアには 29.9 億ドル (60.9%) の投

資が行われていたとされている。

投資先の 589 企業のうち、391 社は素材生産と製材、70 社は造林、61 社は家具製造となっている。また、519 社は民間企業の投資で、38 社は政府が投資している。政府の投資は、中央政府直営の企業が 18 社、政府が経営する企業によるものが 8 社で、これらの投資の 99%は、黒竜江省、山東省、吉林省、広東省、江蘇省、新疆ウイグル自治区、河北省、遼寧省、浙江省の政府系の企業グループによって行われている。

特に、中国経由の違法伐採木材の問題となることがあるロシアへの投資は、2103 年末で、1,798 万 ha が 109 社の中国企業によって借地とされ、その蓄積は 11.2 億 m<sup>3</sup>、年間許容伐採量は 1,751 万 m<sup>3</sup>、年間の協定製材量は 472 万 m<sup>3</sup>となっているが、実際の年間伐採量は 893 万 m<sup>3</sup>、製材量は 423 万 m<sup>3</sup>となっている。

協定による許可投資額の 25.8 億ドルに対して実際には 9.2 億ドルとなっている。ロシア国内の資産総額は 18.2 億ドルで、納税額は 11.3 億ドルとなっている。また、4,700 人の中国人が派遣され、9,500 人のロシア人の雇用を産んでいる。ほとんどの製品は中国に輸出されるかロシア国内で消費され、韓国、日本に輸出されることは稀である。

291 社のうち、261 社は製材、13 社が家具製造、6 社が木工品製造、4 社がフローリング製造、3 社が合板製造、2 社が MDF 製造、1 社が単板製造、1 社がペレットを製造している。

また、同じく違法伐採の恐れが指摘されているアフリカへの投資は、林業セクターの全世界への投資の 7.4%に当る 2.89 億ドルとなっている。

65 社が投資をしており、ガボンに 14 社、ナイジェリア、ザンビア、コンゴに 7 社。また、ベナン、アンゴラ、アルジェリア、エチオピア、赤道ギニア、コンゴ民主共和国、ガーナ、ジンバブエ、カメルーン、ケニア、南アフリカ、ウガンダに 2 社、エジプトとギニア、リベリア、モザンビークに 1 社が投資している。

多くの企業は、素材生産と製材の組み合わせた活動を行っているが、合板製造もナイジェリアなど 4 か国で 6 社、フローリング製造もエチオピアなど 3 か国で 3 社が開始している。

これらの海外投資に関する政策は、林業セクターがエネルギーや鉱物資源など他のセクターに比較して小規模であり、海外投資政策の主要なセクター

になり得ないことから、特別な扱いをされてはならず、たとえばこれらの海外進出企業からの輸入関税の緩和などが行われているだけである。

輸出に関しては、輸出税の還付が主要な政策となっており、リーマンショックで輸出が激減した際に輸出拡大のために開始されている。

いくつか紹介されている海外投資の例の一つがペルーの Nature Home 社の例で、NGO などの協力も得ながら、合法証明の連鎖を海外にまで伸ばし、また、地元で適応可能な経営手法の開発など地元の持続可能な開発に配慮した経営を行っている。

海外投資に当たって企業は今でも、進まない国内経済開発、人口過多による貧困、無能な政府、不明朗な意思決定プロセスあるいははびこる汚職など厳しい状況に直面するが、このような例から、今後、海外投資に当たって持続可能な森林経営、地域社会の創造などに配慮し、地元の開発に貢献しようとする動きが拡大するものと考えられる。

「3 中国政府の違法伐採対策」においては、中国政府が国際社会と呼応しながら、最大の開発途上国として断固として違法伐採問題に取り組んでいるとし、具体的な取組として、国内で実施する法規制による管理と中国森林認証制度の創設、国際的な協力関係について報告がなされている。

法制度については、森林法により、天然林の伐採禁止、しっかりとした森林管理体制が法令を執行することによって国内での伐採、輸送、加工、利用において合法性が確保されているとしている。

森林法において、伐採許可、木材輸送許可、木材加工許可が森林管理当局から発行されることになっており、また、貿易に当たっては輸出許可及び輸入許可証が必要とされている。また、希少種については輸出禁止措置が取られており、全ての違反に対して法に基づいて犯罪とみなされる。

これらの規則に違反した場合は、森林法施行規則による経済的な罰則と刑法による刑事罰が科せられる。

伐採許可、木材輸送許可、木材加工許可の3つが国内の違法伐採対策の基本となっている。

これらの規則の執行のために、国家林業局に森林公共保安部 (Forestry Public Security Bureau) が設置され、地方を含めた各レベルでの統一的な活

動が行われている。

貿易に関しては、外国貿易法、関税法、輸出入物品検査所、森林法、物品輸出入規則などいくつかの法令が適用される。また、ワシントン条約(CITES)も尊重されている。

しかしながら、貿易自由化の流れの中で木材貿易に関する規制も緩和されて来ており、外国貿易許可証を持つ企業であれば誰でも木材貿易を行うことが可能となっている。

貿易の現場を管理する貿易総局(GACC)は、密輸取締官を含む5万人の職員をもつ組織で、木材貿易に関しては国家林業局の協力も得ながら実施している。

中国政府は、違法伐採に対して、次の7つの基本方針を示している。

- ・国家主権
- ・政府主導
- ・持続可能な森林経営の追及
- ・通常の国際貿易の確保
- ・国際的協力
- ・科学的な根拠に基づく定義づけ、評価、報告
- ・住民参加

違法伐採に対処するための法改正についても検討されており、複雑な手続きが必要な法改正の準備も開始されている。

海外に進出した企業の中には、当該国の法令が遵守できずに非難をされる例も見られることから、国家林業局は、当該国の法令順守に関して警告を発するとともに、自主的な規制を促すため、2007年に「海外における持続可能な植林活動の手引書」、2009年には「海外における持続可能な森林管理と利用の手引書」を発行している。

また、現在、「海外における持続可能な林産物貿易と投資の手引書」を準備中である。か、2009年にはた。

これらによって、海外進出企業の行動が変革されるとともに、当該国の違法伐採問題が改善されることが期待されている。

輸出先である米国のレイシー法、EUTR等に対応するため、木材企業や従業員に対して数多くの研修、訓練が実施されている。研修、訓練は、政府が直接開催、林業研究教育機関が開催、政府が木材企業団体に委託して開催、中国国内あるいは国際NGOが開催など、様々な形態で行われている。

これらの研修、訓練では、中国の森林管理、木材利用、貿易、投資に関する法令、規則の紹介など、受講生の国際的な規制に対する能力を向上させることを目的としている。

中国林業学校(CFA)と中国国家木材産業協会(CNFPIA)は英国のDFIDの資金援助の下で、2012年から中国木材合法証明制度の試行を開始している。また、木材合法性基準に関する規則、中国木材産業の合法木材供給に関する自主的協定、中国木材合法性証明のための手続き、ラベリング、許可制度に関する規則などとの整合性について13社が参加して試行を開始している。

EUTRは、VPAを締結していない国に対してはデューデリジェンスを要求しているが、中国の企業の多くは、自主的な自社のデューデリジェンスの仕組み(第一者による審査)を取り入れている。

CNFPIAの合法性証明制度は業界団体による第三者による審査の仕組みで、13社が参加している。

また、SGS、BV、NEPCなど多くの組織が第三者による審査の仕組みを提案している。これらの組織は中国の環境に適合した合法性証明の審査機関、認定機関を設立すると同時に、企業の自主的なデューデリジェンス制度の導入に協力している

中国森林認証制度(CFCC)は、合法性と持続可能性双方を確保する認証制度として、2014年2月にPEFCの相互認証を受けた。しかしながら、多くの企業はCFCCが要求する高い水準の持続可能性を達成することが困難であり、現在、まず合法性のみを確保し、EUTRの要求に応えるためのCFCCのCoCルールを基にして、中国木材合法性証明制度に第三者性をもたせたデューデリジェンスシステム(DDS)を開発し、企業への導入を図ることが必要と

の意見も出ている。

また、政府のグリーン購入方針は、2007年1月から中央及び省レベルの予算を執行する行政組織に適用され、2008年1月から全国に適用された。

この方針では、政府調達の対象となるいくつかの木材、木材製品に持続可能性を求めているが合法性を追加すべきとの議論がされている。

国家林業局が2010年9月に発表した森林認証制度の普及促進に関する基本方針には、政府調達の対象を徐々に認証材にしていくべきと記載されている。

一方、関係当局は、グリーン投資方針を検討中で、合法性、持続可能性が確保された木材資源を融資の対象にしようとするものである。

また、FLEGプロセス、APECプロセス、ITTO等の国際機関を通じての協力、枠組み、EU、米国、英国、日本等との二国間協力について報告されている。

CFCCについては、2001年から国家林業局の主導で開発が進められ、2009年にはPEFCの協力も得ながら国家林業局、認証・評価局（政府機関）が共同で暫定版の「実施規則」を作成し、最初の認証機関が設立されたこととなっています。

また、CFCCの規則の対象は、森林経営（FM）、CoCに加えて、特用林産物、竹林経営、森林経済環境サービス、希少種の経済的管理、炭素貯蔵機能、森林火災、森林花卉、グループ認証となっており、他の森林認証制度にはない対象が含まれていることが注目されます。

「4 違法伐採に対する国際的な対策と行動」においては、米国のレイシー法、EUTR、豪州の違法伐採禁止法が取り上げられており、政府の対応として米国、EUなどの執行国との対話・協力、企業の対応への支援があげられている。

また、民間企業が行う対応として、原材料調達の低リスク国への転換、森林認証制度の導入、第三者性を持つ合法証明制度の導入、企業団体等による

第三者審査制度の導入、自主的なデューデリジェンスシステムの導入、NGOへの参加、研修・訓練への参加があげられています。

最後に「注目すべき二つの現象」として、次のような報告があります。

- 全体として、EUTRもレイシー法も「損多くして益少なし」であり、彼らがいくら高い理念を持っていても厳格な法の執行は困難である。このことから、中国や他のEUへ木材を輸出する国に与える影響はごくわずかで、摘発されて処罰される企業は多くはない。中国政府、産業界とりわけ民間企業はこれらの法律が要求する合法性を満足させるために莫大な努力を払う一方、二つの法律を厳格に執行することは比較的困難である。いくつかの研究は、米国とEUの木材の合法性を確保する能力とデューデリジェンス、デューケアを実行する能力は高くなく、実際には他の国に高い要求を突き付けることはできない。
- EUは巨大な国家連合で全人的である、しかし、それぞれの加盟国は極めて小国家、特に米国と比較した場合に顕著である。従って、市場も小さい。中国や他の国の民間企業が、より大きな市場、たとえば米国への輸出を拡大しようとするれば、結果としてEU市場での木材需要は中国企業がEUへ供給しようとしている量を上回ることになる。EUの消費者が木材製品に合法性よりも品質を求めるようなれば、EUの業者は中国の木材製品をもっと輸入しようとするだろう。このような国民の声に従えば、EUTRの厳格な執行は困難であっても不思議ではない。